

保育料(保護者負担金)について

入所申込時に提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている保育料は滞納せずに納期限内にお支払いお願いいたします。

正当な理由がなく保育料(利用者負担額)を滞納した場合は、児童手当法第 22 条及び児童福祉法第 56 条第 6 項の規定に基づき、児童手当からの特別徴収(天引き)や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。また、振込相談等の連絡なしで滞納が続く場合はご家庭等への訪問を行うこともあります。保育料はお子さん達を預かる保育所等の運営に必要な財源となりますので、ご理解よろしくお願いたします。

保育料の納入について

・公立保育所、認可私立保育所(さんさん保育所、栄光保育園、第三まきら保育園 kadena、アイビス嘉手納保育園等)

① 口座振替 ※原則、口座振替での納付となります。

【申込方法】

(1)取扱金融機関の嘉手納支店にて「預貯金口座振替依頼書」の提出による方法

(2)子ども家庭課窓口にて口座振替の登録による方法

※取扱金融機関のキャッシュカードをご持参のうえ、来庁ください。

●振替日:毎月15日(土日祝日の場合は、翌営業日)

●取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、JAおきなわ、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行

② 納付書 月初めに施設を通して配布します。

納付期限:毎月 15 日(土日祝日の場合は、翌営業日)

納付場所:役場内銀行、上記の金融機関、コンビニエンスストア等

※納付場所の詳細は、納付書の裏面にも記載があります。

・認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所(栄光幼稚園、光の子幼児学園第二嘉手納園、ミッキー保育園、さくら保育園、名嘉グローリアベビーセンター等)

○ 各施設への直接支払い(詳しい納付方法は各施設へお問い合わせください。)

保育料の算定について

・基本的には父母の「市町村民税所得割額」で決定します。

※ただし、祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等の税額も含めて算定する場合があります。

※① 父母のみの収入で生計維持が難しい世帯であるかの判断基準は、父母の収入(手当、養育費を含む)が生活保護基準額を超えているか確認します。

※② 保育料算定時の「所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除、株式等譲渡所得割額控除を適用する前の税額です。

※③ 海外居住により課税情報がない保護者については、海外勤務期間中の所得額・控除額等が確認できる書類の提出が必要です。

・市町村民税所得割額は本町税務課税台帳、世帯状況は住民基本台帳により確認します。

・保育料の年齢区分は、年度初日(4月1日)現在の入所児童の年齢を基に適用します。

●保育料の切替について(毎年9月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分(R8 年度)の 市町村民税額に基づく算定					当年度分(R9 年度)の市町村民税額に基づく算定						

●保育料算定の情報がない場合について

未申告等で税情報がない方は、正しい保育料の算定が出来ないため、最も高い階層区分の保育料を算定しますので、未申告の方は申告を行ってください。(無収入の方も申告が必要です。)

下記条件に該当する方は、保育料算定に必要な書類の提出をお願い致します。

令和 9 年 4 月～8 月の保育希望

・令和 8 年 1 月 1 日時点で軍人・軍属の方

→『2025W-2(Wage and Tax Statement)』

令和 9 年 9 月～令和 10 年 3 月の保育希望

・令和 9 年 1 月 1 日時点で軍人・軍属の方

→『2026W-2(Wage and Tax Statement)』

※2026W-2 が取得できしだい、子ども家庭課へ提出お願いいたします

●保育料の階層変更について

保育料の切替時期以外に、世帯の状況が変更になった場合は保育料が変更となることがあります。確認が必要な場合は子ども家庭課までお問い合わせください。

(婚姻、離婚、世帯員の増減、児童扶養手当の支給開始・停止・廃止、税の修正申告など)

※税の修正申告等により市町村民税額が変更となった場合、保育料が変更となる場合は該当月に遡り変更を行います。変更により差額が生じた場合は、追加徴収、充当、還付等の処理を行います。

●保育料の軽減について

・同一世帯の就学前児童が保育所等や幼稚園、特別支援学校幼稚園部等を利用している場合、多子軽減の対象となり、第 2 子以降は無償となります。

認可外保育所や町外の私立幼稚園等に在園している場合は、『在園証明書』の提出が必要になります。

申請希望の方は子ども家庭課までご連絡ください。

※町内の認可保育所や町立幼稚園に在園している場合は、届出の必要はございません。

0 歳 1 歳 2 歳	3 歳 4 歳 5 歳	小 1 小 2 小 3 小 4
第 1 子(全額)	第 1 子(無償)	小 1 以上はカウントしない
第 2 子以降(無償)	第 2 子以降(無償)	

※第 1 子～のカウント方法:小学校就学前の児童のみをカウントします。

・年収約 360 万円未満相当の世帯の場合、算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

0～2 歳児	市町村民税 所得割額	対象世帯	軽減割合
3 号 (保育認定)	57,700 円未満	一般世帯	第 2 子以降(無償)
	77,101 円未満	ひとり親世帯等	第 2 子以降(無償)

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合は、第 1 子から無償です。

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害者(児)がいる世帯です。

●3号(4/1 時点で3歳未満)の保育料(保護者負担金)

基準額表

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収基準額	
				0～2歳児の保育料	
階層区分	定義			標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯			第1子	0
				第2子以降	0
第2階層	市町村民税非課税世帯			第1子	0
				第2子以降	0
第3階層	市町村民税所得割額	48,600円未満	一般世帯	第1子	17,000
				第2子以降	14,000
		48,600円以上 97,000円未満	母子・父子・障害者世帯	第1子	無償
				第2子以降	8,000
第4階層	市町村民税所得割額	48,600円以上 97,000円未満	一般世帯	第1子	5,000
				第2子以降	0
		48,600円以上77,101円未満の 母子・父子・障害者世帯	一般世帯	第1子	25,000
				第2子以降	22,000
第5階層	市町村民税所得割額	97,000円以上169,000円未満		第1子	8,000
				第2子以降	5,000
第6階層	市町村民税所得割額	169,000円以上301,000円未満		第1子	0
				第2子以降	34,000
第7階層	市町村民税所得割額	301,000円以上397,000円未満		第1子	37,000
				第2子以降	34,000
第8階層	市町村民税所得割額	397,000円以上		第1子	39,000
				第2子以降	36,000

【3～5歳児クラスのお子さまを持つ保護者の皆さま】

3～5歳児クラスのお子さまは「保育料」は無償となり、「給食費(主食・副食費)」は保護者からの実費徴収を行うこととなっておりますが、嘉手納町では主食費(上限 1,000 円)、副食費(上限 5,100 円)の補助を行っております。

※主食費が 1,000 円、副食費が 5,100 円以上の施設につきましては、補助額を差し引いた額が保護者負担額となりますので詳細は施設に直接お問い合わせください。

主食・・・お米、麺、パンなど 副食・・・おかず、おやつ、ミルクなど

●副食費の徴収免除対象者について

下記①②に該当する方は、国の制度に基づく副食費免除の対象者となりますので、嘉手納町子ども家庭課より「副食費免除決定通知書」を送付いたします。

①年収 360 万円未満相当世帯の子ども ②第 3 子以降の子ども

3 歳～5 歳クラス	市町村民税所得割額	対象世帯
1 号 (教育標準時間認定)	77,101 円未満	一般世帯、ひとり親世帯等
2 号 (保育認定)	57,700 円未満	一般世帯
	77,101 円未満	ひとり親世帯等

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害者(児)がいる世帯です。

※入所申込の際にご提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている給食費(副食費)は、滞納せずに納期限内にお支払いお願いいたします。

※相談等をせず正当な理由なく滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。